

<対策のポイント>

気候変動の影響を踏まえ、海岸法に基づき、国土の保全を目的として、高潮、津波、波浪及び侵食による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の整備を推進します。

<事業目標>

気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備完了率（58%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 漁港海岸事業（高潮・侵食対策）

国土保全上特に重要な地域を対象に、高潮、津波、波浪及び侵食による浸水災害を未然に防ぐため、**海岸保全施設の新設又は改良を実施**します。

2. 海岸保全施設整備連携事業

大規模地震や高潮のリスクが高い地域又は、水産物の生産・流通上重要な地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の**他事業との連携等**により、**津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策を実施**します。

3. 津波対策緊急事業

津波到達までの予想時間が短く重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、**津波対策を実施**します。

4. 海岸メンテナンス事業

予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、**海岸保全施設の老朽化対策等を計画的に実施**するとともに、現場ニーズに合った**新技術等の活用による維持管理・更新等の高度化・効率化を進め**ます。

5. 気候変動適応海岸保全施設整備事業（拡充）

気候変動を踏まえた**中長期的な施設整備計画の策定及び計画に基づく海岸保全施設の整備**を通じ、海岸保全における**気候変動適応を効率的・計画的に推進**します。

※下線部は拡充内容

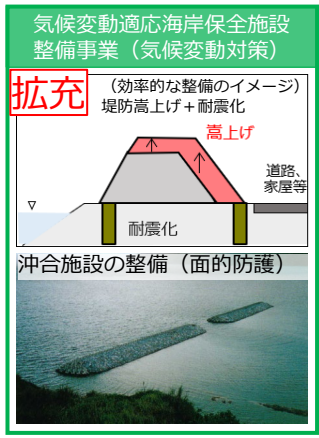
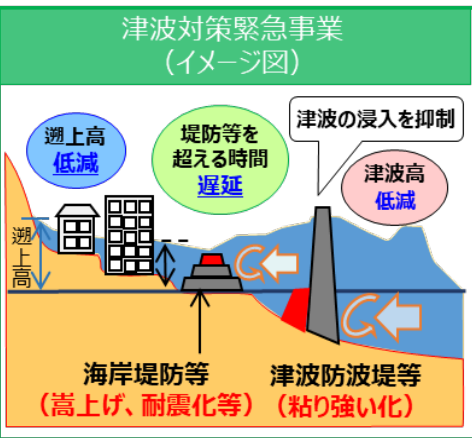
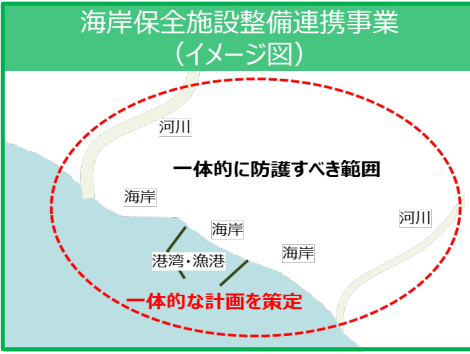
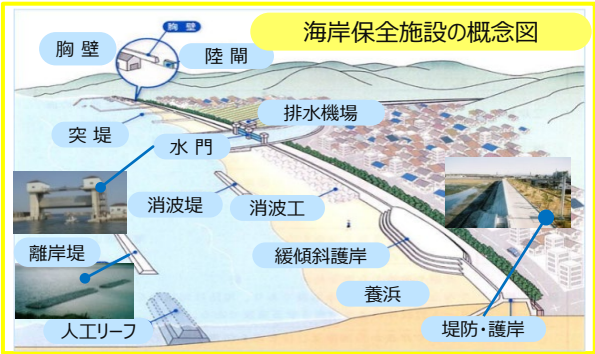
<事業の流れ>



補助率
： 2/3（1の事業）
1/2等（2、3、4、5の事業）

<事業イメージ>

我が国は台風の常襲地帯であり、かつ地震多発地帯にあるため、高潮や津波による海岸災害が頻発しています。また、海岸侵食も全国的に顕在化しています。このため、以下の取組により、海岸保全施設の整備を推進します。



農山漁村地域整備交付金＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 91,498百万円（前年度 76,249百万円）

<対策のポイント>

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

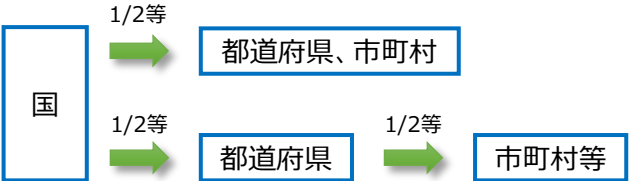
<事業目標>

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備の推進完了率（58%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施**することができます。
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
- ※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。
3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに交付金の配分**が可能です。
- また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】

ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進 老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良） 漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現 治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進 津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】

（農業農村分野）	農村振興局地域整備課	（03-6744-2200）
（森林分野）	林野庁計画課	（03-3501-3842）
（水産分野）	水産庁計画・海業政策課	（03-6744-2387）

漁港関係災害復旧等事業 <公共>

令和9年度予算概算要求額 1,040百万円（前年度 1,040百万円）

<対策のポイント>

台風、地震等により被災した漁港や海岸等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。

<事業目標>

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧

<事業の内容>

1. 漁港、海岸等の災害復旧事業

972百万円（前年度 979百万円）

台風、地震等により被災した漁港や海岸等の災害復旧を実施します。

〔事業主体〕 国、都道府県、市町村等

〔国費率（基本）〕 事業費の10/10、4/5、2/3、6.5/10

2. 漁港、海岸等の災害関連事業

68百万円（前年度 61百万円）

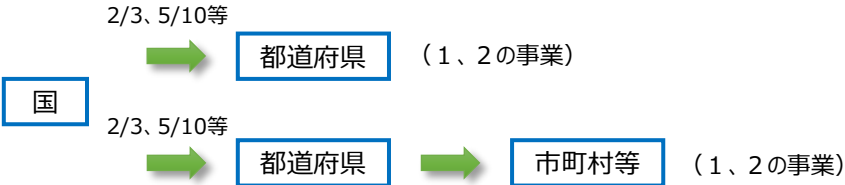
漁港や海岸等の災害復旧事業と併せて再度災害の防止のため、構造物の強化を実施します。

また、海岸に漂着した流木等の緊急的な処理等を行う災害関連事業を実施します。

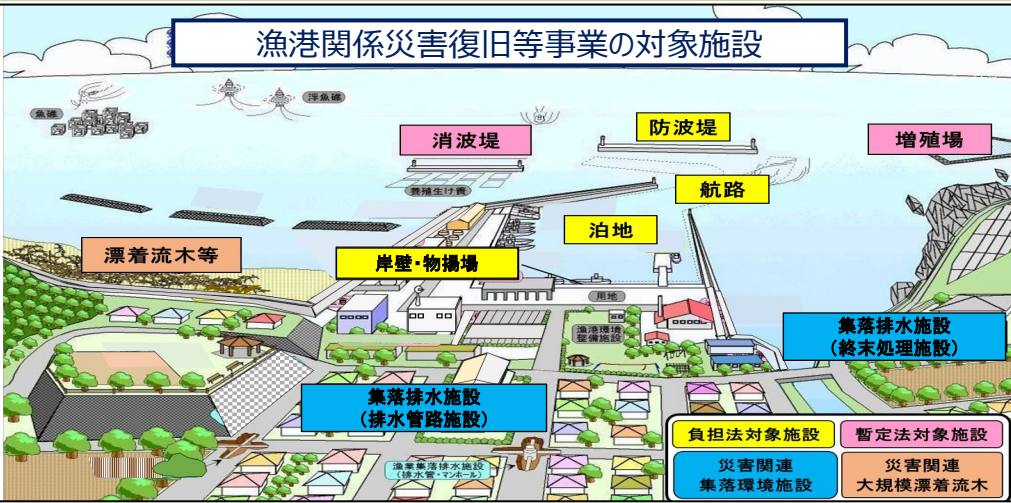
〔事業主体〕 都道府県、市町村等

〔国費率（基本）〕 事業費の5/10

<事業の流れ>



<事業イメージ>



1. 漁港、海岸等の災害復旧事業

防波堤の損傷（令和8年台風9号）



岸壁の損壊（令和8年熊本地震）



2. 漁港、海岸等の災害関連事業

海岸漂着流木（令和8年台風第6号）



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課（03-3502-5638）